令和８年11月６日

盛岡市中央卸売市場業務規程第59条第２項の規定による公表（令和８年４月１日施行）
〔卸売市場法第４条第５項第３号ハに基づく公表〕

○食品等の持続的な供給を実現するための取引の適正化に関する公表事項

１　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成３年法律第59号。以下「法」という。）第42条第１項に規定する、農林水産大臣の指定を受けた指定飲食料品等のうち、当卸売市場において取扱う予定のあるものは、次のとおりです。

野菜、豆腐、納豆

２　上記１の品目のうち、豆腐及び納豆について、法第42条第１項第１号に規定する、取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標は、次のとおりです。

なお、上記１の品目のうち、野菜については、本公表時点において認定指標作成等団体による資料の公表を確認できていないため、資料の公表を確認できしだい公表します。

豆腐・納豆コスト指標（豆腐・納豆コスト指標作成協議会のホームページへのリンク）

３　法第36条に基づき、飲食料品等事業者等が飲食料品等の持続的な供給を図るため、取引において講ずるよう努めなければならないとされている措置の内容は次のとおりです。

(1) 取引の相手方から、その当該飲食料品等の持続的供給に要する費用その他の考慮を求める事由を示して、取引条件の協議の申出がされた場合には、誠実に協議に応ずること。

(2) (1) に掲げるもののほか、取引の相手方から、その当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な協力及び検討を行うこと。